

学位申請の手引き

令和8年度

産業医科大学大学院医学研究科

看護学専攻 修士課程

[付録1] 学位申請までのスケジュール概要	1
1. 履修計画	
§ <u>フローチャート</u>	3
1-1. 研究指導教員の決定	4
1-2. 履修計画書の作成	4
1-3. 授業科目履修届	4
2. 修士論文仮テーマ提出から修士論文研究計画審査まで	
§ <u>フローチャート</u>	6
2-1. 修士論文仮テーマの決定	7
2-2. 研究指導補助教員の決定	7
2-3. 修士論文研究計画審査委員会の設置と審査委員の選出	7
2-4. 修士論文研究計画審査	
2-4-1. 修士論文研究計画審査の手続き	7
2-4-2. 修士論文研究計画書の確認	7
2-4-3. 修士論文研究計画公開審査会の準備	8
2-4-4. 修士論文研究計画審査の方法	8
2-4-5. 修士論文研究計画審査後の流れ	8
[付録2] 修士論文研究計画公開審査会に関する申し合わせ事項	9
3. 倫理審査	
§ <u>フローチャート</u>	11
3-1. 倫理審査の手続き	12
3-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	12
3-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	12

4. 修士論文中間報告会

§ <u>フローチャート</u>	14
4-1. 修士論文中間報告会	15
[付録 3] 修士論文中間報告会に関する申し合わせ事項	15

5. 修士論文テーマ提出から学位審査まで

§ <u>フローチャート</u>	17
5-1. 修士論文テーマ提出	18
5-2. 審査委員会の設置と審査委員の選出	18
5-3. 学位申請手続き	18
5-4. 修士論文公開審査	
5-4-1. 修士論文事前審査	19
5-4-2. 修士論文公開審査会の準備	19
5-4-3. 修士論文公開審査	19
5-4-4. 最終試験	20
5-4-5. 修士論文審査会議	20
5-4-6. 最終判定会議	20
5-5. 論文審査終了報告書提出	21
5-6. 看護学専攻委員会による学位審査	21
[付録 4] 修士論文公開審査会に関する申し合わせ事項	22

付録. 各種書類等

- (看) 様式第 1 号 履修計画書
- (看) 様式第 2 号 修士論文テーマ (仮) 届
- (看) 様式第 3 号 修士論文研究計画書
- (看) 様式第 4 号 修士論文研究計画書審査判定書
- (看) 様式第 5 号 修士論文テーマ届
 - 様式第 1 号 学位申請書
 - 様式第 2 号 論文要旨
 - 様式第 3 号 学位論文に関する宣誓書
 - 様式第 4 号 論文審査終了報告書
 - 様式第 5 号 学位論文審査結果要旨
 - 様式第 6 号 最終試験結果要旨
 - 様式第 7 号 最終試験に対する回答

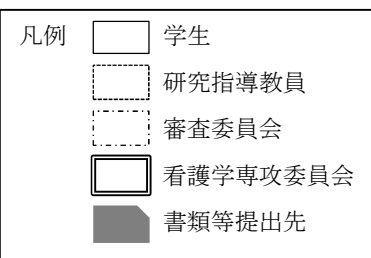
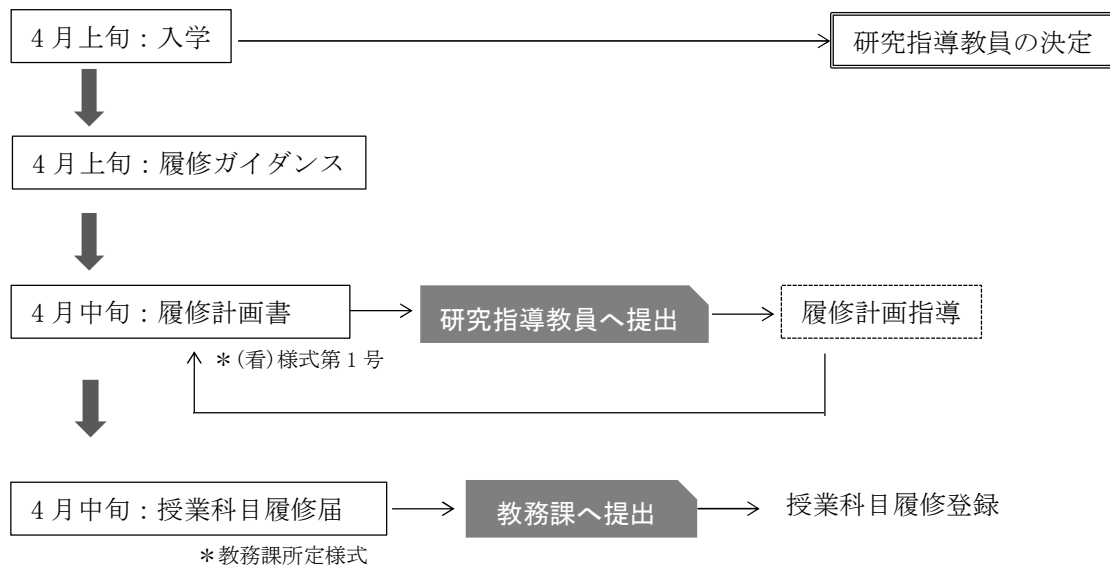
[付録1] 学位申請までのスケジュール概要

※日程の詳細は、各年度4月上旬に通知

	主なスケジュール		提出書類等	様式	提出先
1 年 次	4月	入学 履修ガイダンス			
		履修計画指導	履修計画書	(看)様式第1号	指導教員
		授業科目履修登録	授業科目履修届	教務課所定様式	教務課
	10月	修士論文テーマ(仮)提出	修士論文テーマ(仮)届	(看)様式第2号	教務課
	2月	修士論文研究計画審査申請	修士論文研究計画書	(看)様式第3号	教務課
		修士論文研究計画公開審査会	修士論文研究計画 判定書	(看)様式第4号	教務課
		倫理審査申請 倫理審査	※本学倫理審査 HP 参照	大学所定様式	
2 年 次	9月	修士論文中間報告会			
	10月	修士論文テーマ提出	修士論文テーマ届	(看)様式第5号	教務課
	1月	学位申請に係る書類提出	学位申請書 学位論文(審査稿) 論文要旨 参考論文 学位論文に関する宣誓書	様式第1号 様式第2号 ※必要時 様式第3号	教務課
		修士論文事前審査			
	2月	修士論文公開審査会	学位論文審査結果要旨	様式第5号	教務課
		最終試験(口頭試問)	最終試験結果要旨 最終試験に対する回答	様式第6号 様式第7号	審査委員会
		最終判定	学位論文(本論文)		審査委員会
		本論文提出(最終提出)	学位論文(本論文) 論文要旨(必要時)		教務課
	3月	修了認定			
		修了式(学位記授与)			

§ <u>フローチャート</u>	3
1-1. 研究指導教員の決定	4
1-2. 履修計画書の作成	[(看)様式第1号]	4
1-3. 授業科目履修届	[教務課所定様式]	4

§ フローチャート



1-1. 研究指導教員の決定

研究指導教員は、学生の希望する研究領域により入学時に決定し、修士論文の作成に至るまで一貫した研究指導を行う。

1-2. 履修計画書の作成

希望する研究領域で学位を取得するにあたり、所定の単位を修得しなければならない。また、定めた修業年限に修了するためには、計画的に科目履修と修士論文作成をすすめる必要がある。このため、「履修計画書・(看)様式第1号」を1年次4月の所定の期日までに研究指導教員に提出し、指導を受ける。

1-3. 授業科目履修届

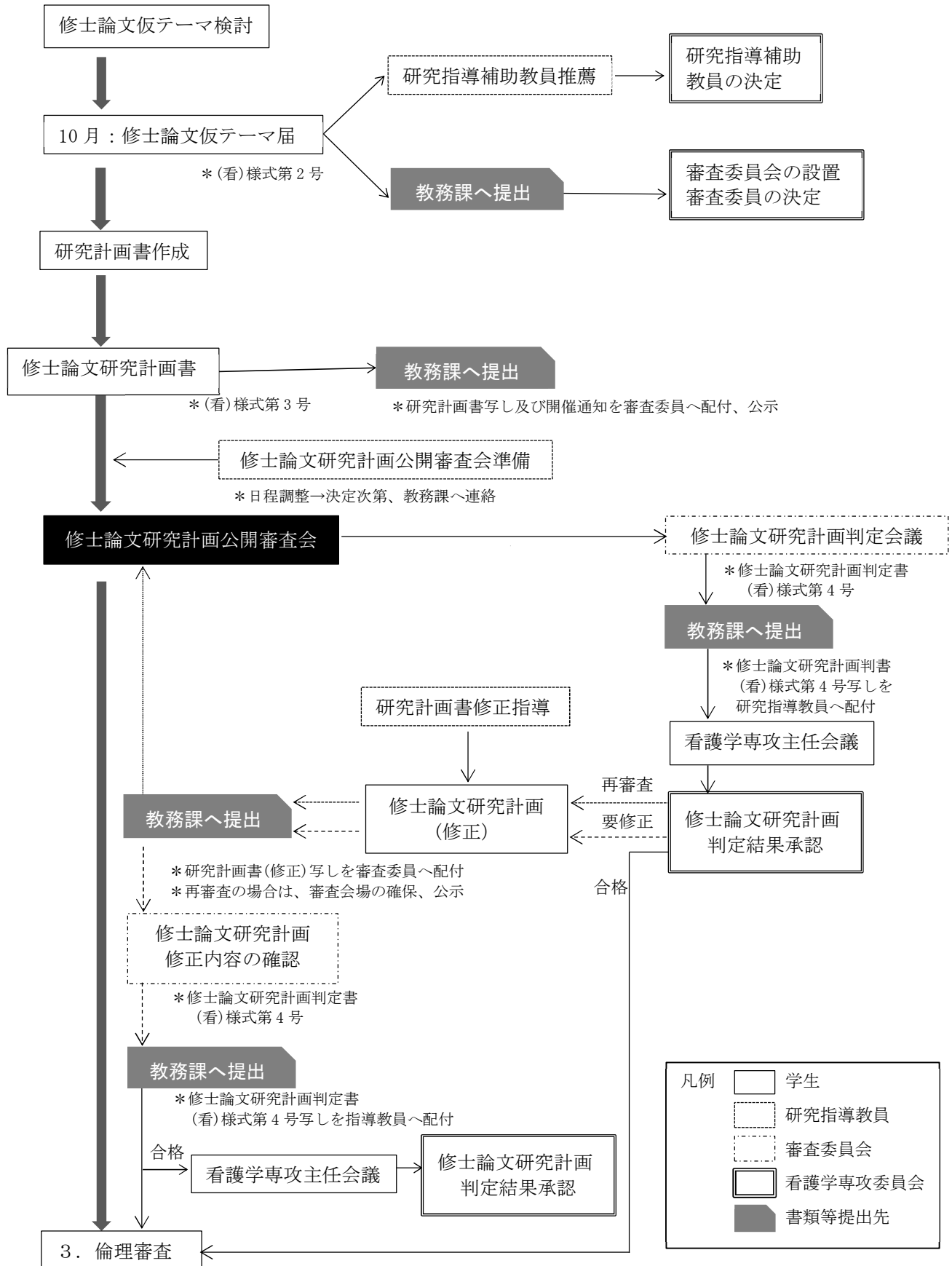
学生は、履修計画指導をふまえ必要な科目を選択し、「授業科目履修届（教務課所定様式）」を1年次4月の所定の期日までに教務課大学院係に提出する。

2

修士論文仮テーマ提出から 修士論文研究計画審査まで

§ <u>フローチャート</u>	6
2-1. 修士論文仮テーマの決定 [(看)様式2号]	7
2-2. 研究指導補助教員の決定	7
2-3. 修士論文研究計画審査委員会の設置と審査委員の選出	7
2-4. 修士論文研究計画審査	
2-4-1. 修士論文研究計画書審査の手続き [(看)様式第3号]	7
2-4-2. 修士論文研究計画書の確認	7
2-4-3. 修士論文研究計画公開審査会の準備	8
2-4-4. 修士論文研究計画審査の方法 [(看)様式第4号]	8
2-4-5. 修士論文研究計画審査後の流れ	8
[付録2] 修士論文研究計画公開審査会に関する申し合わせ事項	9

§ フローチャート



2-1. 修士論文仮テーマの決定

学生は、学位取得のために行おうとする研究テーマについて「修士論文仮テーマ届・（看）様式第2号」を作成し、研究指導教員の署名・捺印のうえで、1年次10月の所定の期日までに看護学専攻委員会に1部提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。長期履修学生は、仮テーマに変更があれば、「修士論文仮テーマ届・（看）様式第2号」を2年次10月の所定の期日までに再度提出する。

2-2. 研究指導補助教員の決定

学生の研究並びに修士論文作成を補助する研究指導補助教員を選考する。

研究指導補助教員は、修士論文仮テーマに基づき適切な教員を研究指導教員が推薦し、看護学専攻委員会の承認を得る。なお、研究指導補助教員は1名以上を原則とし、看護学専攻の教員から選出する。

2-3. 修士論文研究計画審査委員会の設置と審査委員の選出

修士論文研究計画の審査は、看護学専攻委員会が設ける修士論文研究計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、研究計画ごとに看護学専攻委員会において互選する3名（研究指導教員および研究指導補助教員を除く。）の審査委員をもって組織する。審査委員の互選により、1名を主査とし、他を副査とする。

審査委員会は、必要と認めるときは、研究指導教員又は本学医学研究科医学専攻および産業衛生学専攻の教員の協力を得ることができる。

2-4. 修士論文研究計画審査

2-4-1. 修士論文研究計画審査の手続き

修士論文仮テーマ届を提出した学生は、当該研究計画について看護学専攻委員会の承認を受けなければならない。

学生は、「修士論文研究計画書・（看）様式第3号（以下「研究計画書」と言う。）」を作成し、研究指導教員の署名・捺印のうえで、1年次2月の所定の期日までに看護学専攻委員会に1部提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。

この書類をもって研究計画書審査の申請とみなす。なお、「修士論文仮テーマ届」提出後であれば、随時申請を受け付ける。

2-4-2. 修士論文研究計画書の確認

研究計画の妥当性及び実施可能性などの確認のため、修士論文研究計画公開審査会（以下、「研究計画公開審査会」という。）を開催する。

教務課は、学生から「研究計画書」が提出された後、その写しを審査委員に配付する。

研究指導教員は、審査委員、申請者（学生）と公開審査の日時を調整し、決定次第、教務課に連絡する。教務課は、審査会場を確保し、看護学専攻委員会構成講座等に研究計画公開審査会の公示及び申請者に通知を行う。

2-4-3. 修士論文研究計画公開審査会の準備

学生は、研究計画審査の申請後、研究計画発表の準備を行う。

研究指導教員は、研究計画発表の指導、当日の司会進行を行う。

（「付録2 修士論文研究計画公開審査会に関する申し合わせ事項」参照）

2-4-4. 修士論文研究計画審査の方法

審査委員会は、当該学生の研究計画公開審査会の後、直ちに修士論文研究計画判定会議を開催し、以下の判定基準をもとに研究計画を判定する。判定会議終了後、「修士論文研究計画判定書・(看)様式第4号」を作成し、看護学専攻委員会に提出する（提出先は教務課大学院係）。

看護学専攻委員会は、上記書類を受理後、審議のうえ合否判定を承認する。

[修士論文研究計画判定基準]

- ①合格 : 研究計画は妥当であり、適切である
- ②要修正 : 研究計画のうち、分析方法等に検討を要する事項を含むが、概ね適切である
- ③再審査 : 研究計画のうち、研究目的、研究方法、倫理的配慮に問題があり、適切とはいえない

（平成26年3月17日看護学専攻準備委員会申合）

（平成29年3月17日看護学専攻委員会申合）

2-4-5. 修士論文研究計画審査後の流れ

修士論文研究計画判定結果は、研究指導教員から学生に連絡する。

学生は、判定結果により、以下のとおり進めること。

- ①合格の場合 : 当該研究の倫理審査申請を行う（「3. 倫理審査」へ）。
- ②要修正の場合 : 審査委員会の意見を反映させ、研究計画書を修正し、審査委員会による判定を受ける（提出先は教務課大学院係）。審査委員会は、修正された研究計画書を確認して「修士論文研究計画判定書・(看)様式第4号」を作成し、研究指導教員に提出する（提出先は教務課大学院）。判定の結果、合格の場合は①のとおりに進める。
- ③再審査の場合 : 審査委員会の意見を反映させ、研究計画書を修正し、再度修士論文研究計画公開審査会、及び審査委員会による審査を受ける（提出先は教務課大学院係。再審査の流れは2-4-2に準ずる）。再審査で合格の場合は①のとおり、要修正の場合は②のとおりに進める。

[付録 2] 修士論文研究計画公開審査会に関する申し合わせ事項

(平成 26 年 3 月 17 日看護学専攻準備委員会申合)

1. 事前準備

学生は、修士論文研究計画公開審査会（以下「研究計画公開審査会」という。）の発表準備をする。発表はパソコンのプレゼンテーション用ソフトを使用する。

2. 当日の準備

学生と研究指導教員が、会場の準備を行う。必要物品のうち、パソコン、ストップウォッチ、時計などは研究指導教員が手配・準備し、パソコンケーブル、レーザーポインタは教務課から借用する。なお、案内掲示は教務課が行う。

3. 研究計画公開審査会のスケジュール

研究計画公開審査会の司会進行は、研究指導教員が行う。

学生の発表時間は 15 分程度とし、その後質疑応答を 15 分程度行う。なお、同日に複数の学生が発表する場合の進行は、研究指導教員が予め打ち合わせておく。

4. 研究計画書公開審査会における注意事項

研究計画公開審査会においては、計画の内容説明と質疑応答を中心に行い、学生が質疑に答えられるだけの十分な時間を設定する。

修士論文研究計画公開審査会に関する取扱い

(平成 26 年 3 月 17 日看護学専攻準備委員会申合)

修士論文研究計画公開審査会（以下「研究計画公開審査会」という。）開催に関し、以下に必要な事項を定める。

(用語)

1. この取扱いにおける用語は、次の通りとする。

- (1) 発表者とは、研究計画審査の申請者で、研究計画書公開審査会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、研究計画公開審査会を開催する責任者であり、発表者の研究指導教員が該当する。
- (3) 参加者とは、研究計画公開審査会にオブザーバーとして参加を許可された者をいう。

(参加者の資格)

2. 参加者は、以下の者に限定する。

- (1) 医学研究科看護学専攻の教員
- (2) 医学研究科看護学専攻に所属する学生
- (3) 産業保健学部の教員
- (4) この他、研究指導教員が許可した者

(参加者への事前通知)

3. 主催者は、開催案内において、参加者の入場制限および守秘義務について周知しなければならない。

(研究計画公開審査会場)

4. 研究計画公開審査会場は、参加者以外の者の任意の入退出制限および審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(研究計画公開審査会で使用する資料)

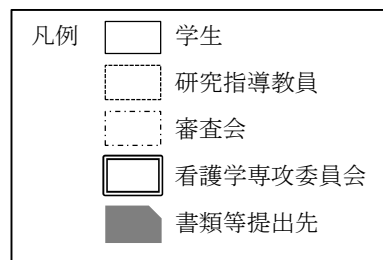
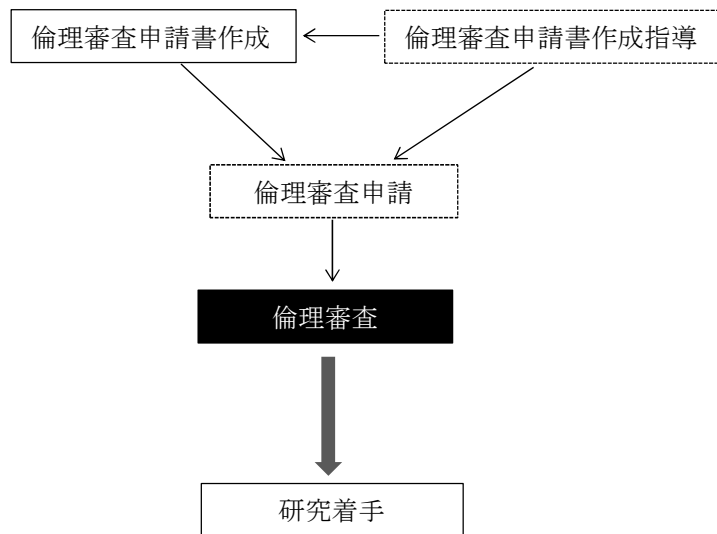
5. 主催者は、発表者が作成した資料を参会者に配付しようとする場合は、研究計画公開審査会を行う場所、時間内において配付し、退出時に該当資料を回収しなければならない。

(参加者の守秘義務)

6. 特許に関連する場合、参加者は、研究計画公開審査会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が指定する書面に署名しなければならない。

§ <u>フローチャート</u>	11
3-1. 倫理審査の手続き	12
3-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	12
3-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	12

§ フローチャート



3-1. 倫理審査の手続き

修士論文研究計画書審査において合格した学生は、学位取得のために行おうとする研究の内容について、倫理的妥当性に関する審査（以下「倫理審査」という。）を受けなければならない。研究に必要な倫理については、厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を熟読のこと。

なお、倫理審査の申請方法については、審査を受けようとする各施設・機関の手順を確認すること。産業医科大学倫理委員会あるいは産業医科大学臨床研究審査委員会（患者さんを対象とする研究であり、研究責任者が医師または歯科医師の場合）での倫理審査となる。原則、指導教員が研究責任者として申請する。大学院生が研究責任者となる職位の資格を有しても、大学院での研究の場合は研究責任者になることは認められない。

3-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合

本学の倫理委員会は、原則として毎月第1水曜日に開催される。倫理審査の申請は、研究指導教員を申請者とし、所定の期日までに必要な書類（申請書様式は倫理審査デジタル申請システムからダウンロード可能）を提出しなければならない。詳細については、本学ホームページ「産業医科大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する標準業務手順書」を参照のこと。

*本学大学院生が学位申請のために主として取り組む研究で、大学院教育の一環として倫理申請・審査を経験するために必要な場合においては、研究責任者（＝指導教員）が理由書（自由書式）を提出することで、大学院生自身が倫理申請（手続きや書類作成等）を行うことが認められているが、倫理委員会での説明では研究責任者の同席が必須である。

*理由書の内容：研究責任者（＝指導教員）が責任を持って監督、指導を行うこと、
大学院教育の一環として、倫理申請・審査を経験する必要があること、等
*理由書の提出方法：大学院生自身が倫理審査デジタル申請システム上から、倫理申請を行う際に、その他の添付資料欄に添付する。

なお、倫理審査を申請する者は、ア.本学で開催する倫理に関する講習会を受講していること
イ.eAPRIN（CITI Japan(e-learning)）を受講していること、ウ.本学利益相反委員会の承認を得ていることなどの条件があるため、受講日時や方法について事前に確認しておくこと。

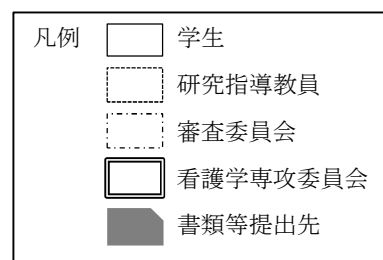
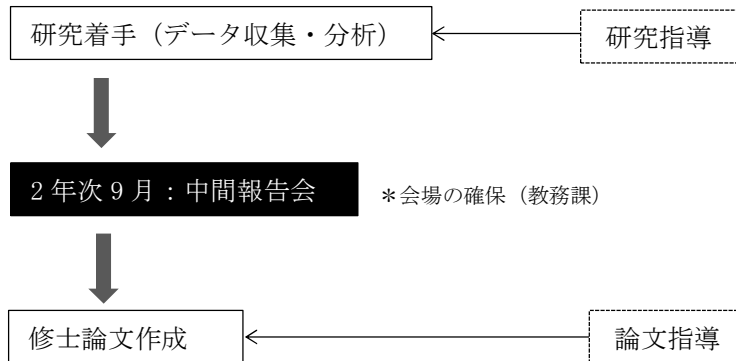
3-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合

研究データを収集する施設・機関において倫理審査が必要な場合は、各施設・機関の倫理審査申請方法に基づき行う。

§ <u>フローチャート</u>	14
4-1. 修士論文中間報告会	15
[付録3] 修士論文中間報告会に関する申し合わせ事項	15

§ フローチャート

※倫理委員会承認後



4-1. 修士論文中間報告会

学生は、研究指導教員と相談し、学位取得のために行おうとする研究テーマについて修士論文中間報告会を開催し、研究の進捗状況を報告する。

研究指導教員、研究指導補助教員、看護学専攻の教員は、できる限り参加し、意見交換に加わる。

[付録3] 修士論文中間報告会に関する申し合わせ事項

(平成29年3月17日看護学専攻委員会申合)

1. 事前準備

学生は、修士論文中間報告会（以下「中間報告会」という。）の発表準備をする。発表はパソコンのプレゼンテーション用ソフトを使用する。

2. 当日の準備

学生が、会場の準備を行う。必要物品のうち、パソコン、ストップウォッチ、時計などは指導教員から借用し、パソコンケーブル、レーザーポインタは教務課から借用する。

3. 中間報告会のスケジュール

中間報告会の司会進行は、学生が行う。

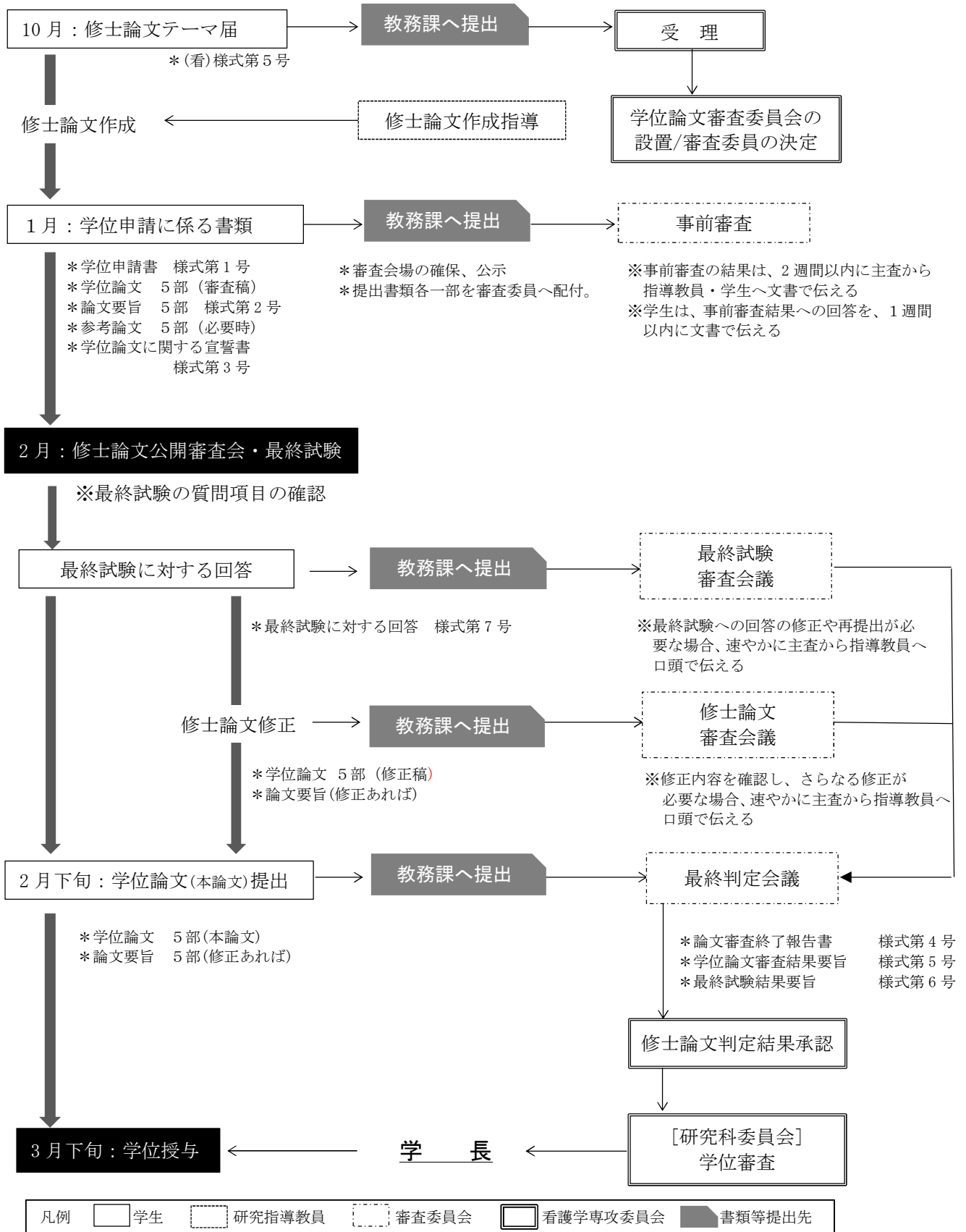
学生の発表時間は15分程度とし、その後質疑応答を15分程度行う。

5

修士論文テーマ提出から学位審査まで

§ <u>フローチャート</u>	17
5-1. 修士論文テーマ提出	[（看）様式第5号]	18
5-2. 審査委員会の設置と審査委員の選出	18
5-3. 学位申請手続き	[様式第1・2・3号]	18
5-4. 修士論文公開審査		
5-4-1. 修士論文事前審査	19
5-4-2. 修士論文公開審査会の準備	19
5-4-3. 修士論文公開審査	19
5-4-4. 最終試験	[様式第6号・様式第7号]	20
5-4-5. 修士論文審査会議	20
5-4-6. 最終判定会議	20
5-5. 論文審査終了報告書提出	[様式第4、5、6]	21
5-6. 看護学専攻委員会による学位審査	[様式第4、5、6、7号]	21
[付録4] 修士論文公開審査会に関する申し合わせ事項	22

§ フローチャート



5-1. 修士論文テーマ

学生は、学位取得のために行おうとする研究テーマについて「修士論文テーマ届・(看)様式第5号」を作成し、研究指導教員の署名・捺印のうえで、2年次10月の所定の期日までに看護学専攻委員会に1部提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。

5-2. 審査委員会の設置と審査委員の選出

学位論文の審査は、看護学専攻委員会が設ける修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、各論文ごとに看護学専攻委員会において互選する3名（研究指導教員および研究指導補助教員を除く。研究計画審査委員の再任は可とする。）の審査委員をもって組織する。審査委員の互選により、1名を主査とし、他を副査とする。

審査委員会は、必要と認めるときは、研究指導教員又は本学医学研究科医学専攻および産業衛生学専攻の教員の協力を得ることができる。

5-3. 学位申請手続き

学生は、「学位申請書・様式第1号」、「学位論文」（以下、審査稿という。修士論文作成要領参照）、「論文要旨・様式第2号」、「参考論文(必要がある場合)」、「学位論文に関する宣誓書・様式第3号」を作成し、研究指導教員の署名・捺印のうえで、2年次1月の所定の期日までに看護学専攻委員会に1部提出する（審査稿、論文要旨、参考論文については5部提出。提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。

5-4. 修士論文公開審査

5-4-1. 修士論文事前審査

教務課は、学生から学位申請に係る書類が提出された後、その書類を審査委員に配付する。審査委員会は、学生から提出された学位論文（審査稿）を査読し、事前審査結果を2週間以内に指導教員及び学生に文書で伝える。

学生は、事前審査結果に対し、1週間以内に審査委員会（主査）へ文書で回答する。

なお、学生は事前審査で学位論文の修正を行う場合は、修正履歴を残すこと。

5-4-2. 修士論文公開審査会の準備

学生は、修士論文事前審査の結果を踏まえ、研究成果発表の準備を行う。

研究指導教員は、修士論文発表の指導および公開審査会開催に向けて準備を行う。（「付録4 修士論文公開審査会に関する申し合わせ事項」参照）

教務課は、審査会場を確保し、看護学専攻委員会構成講座等に公開審査会の公示及び申請者に通知を行う。

5-4-3. 修士論文公開審査

学位申請に係る書類を提出した学生は、当該研究結果について審査委員会の審査を受けなければならない。

審査委員会は、研究結果の妥当性などの確認のため、修士論文公開審査会を開催する。

公開審査会は、学生による研究成果の発表及び質疑応答をもって行う。

5-4-4. 最終試験

修士論文公開審査会の後、審査委員会による最終試験を行う（最終試験は、発表後に行う質疑応答を含めてよい）。最終試験は、以下の学位論文審査基準をもとに口頭により行う。

学生は、最終試験の後、最終試験での質問項目を主査に確認した上で「最終試験に対する回答・様式第7号」を作成し、指導教員に確認の上、速やかに教務課大学院係に提出する（教務課→審査委員）。

審査委員会は、「最終試験に対する回答・様式第7号」が提出されたら、直ちに最終試験審査会議を開催し、以下の学位論文審査基準をもとに審査を行う。最終試験に対する回答の修正や再提出が必要な場合は、速やかに主査から指導教員へ口頭で伝える。審査結果は、「最終試験結果要旨・様式第6号」に記載する。その際、様式第6号、様式第7号の質問項目が完全に一致していることを確認すること。

[学位論文審査基準]

修士論文（産業衛生学専攻、看護学専攻）

- ① 研究目的の適切性
産業衛生学分野または看護学分野の基礎的知識及び専門に関連する知識に基づき、適切性を有する研究である。
- ② 研究方法・倫理観
研究計画、研究方法が適切な論証性・倫理性を備えて推進・実施されている。
- ③ 結果の提示と考察
研究成果、考察が論理的に説明されている。
- ④ 学術的、社会的意義
研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示され、研究の発展に寄与・貢献できる。

5-4-5. 修士論文審査会議

学生は、学位論文の修正を求められた場合は修正履歴を残した学位論文（修正稿）を最終試験終了後、2週間以内に教務課へ提出する。教務課は、学位論文（修正稿）が提出されたら審査委員に配付する。審査委員は学位論文（修正稿）を確認して修士論文審査会議を開催し、さらなる修正が必要な場合は速やかに主査から指導教員に口頭で伝える。

5-4-6. 最終判定会議

学生は、論文の修正が終了した後、本論文を作成のうえ2年次2月の所定の期日までに5部提出し、最終判定を受けなければならない（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。なお、これをもって最終論文とし、以降の補訂は認めない。

学生より最終提出用の修士論文（以下、本論文という。「修士論文作成要領」参照）が提出され次第、審査委員会は最終判定会議を開催し、学位論文審査基準をもとに修士論文の審査を行う。

5-5. 論文審査終了報告書提出

最終判定会議の結果は、主査が「論文審査終了報告書・様式第4号」、「学位論文審査結果要旨・様式第5号」、「最終試験結果要旨・様式第6号」を揃えて看護学専攻委員会へ提出する（提出先は教務課大学院係）。

5-6. 看護学専攻委員会による学位審査

看護学専攻委員会は、産業医科大学学位規程第11条に拠り、審査委員会から提出された「論文審査終了報告書・様式第4号（「学位論文審査結果要旨・様式第5号、最終試験結果要旨・様式第6号、最終試験に対する回答・様式第7号」を添えて）」をもとに最終判定を行い、研究科委員会を経て、学長に報告する。

学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、看護学専攻委員会において審査し、学長が決定する。

委員会終了後、合否を指導教員から学生へ伝える。

[付録 4] 修士論文公開審査会に関する申し合わせ事項

(平成 26 年 3 月 17 日看護学専攻準備委員会申合)

1. 事前準備

学生は、修士論文公開審査会の発表準備をする。発表はパソコンのプレゼンテーション用ソフトを使用する。

2. 当日の準備

学生と教務課が、会場の準備を行う。必要物品のうち、パソコン、ストップウォッチ、時計などは研究指導教員から借用し、レーザーポインタは教務課から借用する。なお、案内掲示は教務課が行う。

3. 修士論文公開審査会のスケジュール

公開審査会の司会進行は、主査が行う。

学生の発表時間は 20 分程度とし、その後質疑応答を 20 分程度行う。

4. 修士論文公開審査会における注意事項

公開審査会においては、研究結果の発表と質疑応答を中心にを行い、学生が質疑に答えられるだけの十分な時間を設定する。

修士論文公開審査会に関する取扱い

修士論文公開審査会開催に関し、以下に必要な事項を定める。

(用語)

1. この取扱いにおける用語は、次の通りとする。

- (1) 発表者とは、修士論文の申請者で、修士論文公開審査会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、修士論文公開審査会を開催する責任者であり、審査委員会が該当する。
- (3) 参加者とは、修士論文公開審査会に参加を許可されたすべての者をいう。

(参加者の資格)

2. 参加者は、以下の者に限定する。

- (1) 医学研究科看護学専攻の教員
- (2) 医学研究科看護学専攻に所属する学生
- (3) 産業保健学部の教員
- (4) この他、看護学専攻委員会が許可した者

(参加者への事前通知)

3. 主催者は、開催案内において、参加者の入場制限および守秘義務について周知しなければならない。

(修士論文公開審査会場)

4. 修士論文公開審査会場は、参加者以外の者の任意の入退出制限および審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(修士論文公開審査会で使用する資料)

5. 主催者は、発表者が作成した資料を参会者に配付しようとする場合は、修士論文公開審査会を行う場所、時間内において配付し、退出時に該当資料を回収しなければならない。

(参加者の守秘義務)

6. 特許に関連する場合、参加者は、修士論文公開審査会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が指定する書面に署名しなければならない。

(平成 26 年 3 月 17 日看護学専攻準備委員会申合)